

国自総第 273 号  
国自旅第 120 号  
国自整第 82 号  
平成 18 年 9 月 15 日  
一部改正 平成 21 年 11 月 20 日  
一部改正 令和 2 年 11 月 27 日

各地方運輸局長 }  
沖縄総合事務局長 } 殿

自動車交通局長

道路運送法第 79 条の 9 第 2 項の規定に基づく輸送の安全確保命令  
及び旅客の利便確保命令の発動基準について

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 79 条の 9 第 2 項の規定に基づき、自家用有償旅客運送者（以下「運送者」という。）に対し、輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令（以下「輸送の安全確保命令」という。）及び旅客の利便を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令（以下「旅客の利便確保命令」という。）を行う際の基準を下記のとおり定めたので、これらの命令を発動する場合は、この基準によることとされたい。

なお、本基準は、平成 18 年 10 月 1 日以降に法第 79 条の 9 第 1 項に基づき道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号。以下「施行規則」という。）に規定された輸送の安全の確保に関する事項に係る違反（以下「輸送の安全確保に関する違反」という。）又は旅客の利便の確保に関する事項に係る違反（以下「旅客の利便確保に関する違反」という。）により下記の要件に該当することとなったものから適用するものとする。

記

1. 法第 79 条の 9 第 2 項の「輸送の安全が確保されていないと認めるとき」とは、次のいずれかに該当することとなったときをいう。

- (1) 輸送の安全確保に関する違反を伴い、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省第104号）第2条第3号に規定する自動車事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該事故の第一当事者と推定されるものに限る。）を引き起こした場合
- (2) 輸送の安全確保に関する違反を伴い、運転者が救護義務違反（ひき逃げ）、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転を引き起こした場合
- (3) 輸送の安全確保に関する違反の内容が、社会的影響のある悪質なものであると認められた場合
- (4) 「自家用有償旅客運送者に対する行政処分等の基準について」（以下「処分基準」という。）による輸送の安全確保に関する行政処分等（以下「処分等」という。）を受けた者が、当該処分等を受けた日から3年以内に同一事務所において更に同一の事項に違反した場合

2. 法第79条の9第2項の「旅客の利便が確保されていないと認めるとき」とは、次のいずれかに該当することとなったときをいう。

- (1) 旅客の利便確保に関する違反の内容が、社会的影響のある悪質なものであると認められた場合
- (2) 処分基準による旅客の利便確保に関する処分等を受けた者が、当該処分等を受けた日から3年以内に同一事務所において更に同一の事項に違反した場合

3. 輸送の安全確保命令は、1. に該当した場合に行うものとする。

4. 旅客の利便確保命令は、2. に該当した場合に行うものとする。

5. 輸送の安全確保命令又は旅客の利便確保命令の実施方法は、以下のとおりとする。

- (1) 運送者を地方運輸局等に呼び出し、違反の内容に応じて施設又は運行の管理の方法の改善その他違反の内容の是正のために必要な措置を示して行うものとし、その実施状況について、施行規則第66条第1項第5号の規定により、命令の日から3月（必要に応じ、これより短い期間を定めることができる。）以内に届出を行うよう措置するものとする。

当該届出が当該期間までに行われないう場合には、命令違反として取り扱うものとする。

- (2) 輸送の安全確保命令と旅客の利便確保命令の両方をほぼ同時に発動することとなった場合は、一つの命令として取り扱うものとする。

附則（平成21年11月20日 国自安第114号、国自旅第189号、国自整第88号 一部改正）

改正後の通達は、平成21年12月1日から適用する。

附則（令和2年11月27日 国自安第133号、国自旅第292号、国自整第217号 一部改正）

1. 改正後の通達は、令和2年11月27日から適用する。
2. 令和2年11月26日以前の違反行為については、なお従前の例による。